

2025年3月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 I A C E ト ラ ベ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 西 澤 重 治
(コード番号: 343A 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 灰 田 俊 也
(TEL 050-2018-8471)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2025年2月28日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2025年3月17日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 833円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 799,680,000円
- (3) 仮 条 件 980円から1,000円
- (4) 仮条件の決定理由等
仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 833円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 146,774,600円

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、東海東京証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

(1) 親引け先の状況等

① 親引け先の概要

IACEトラベル従業員持株会
（理事長 瀧上 大輔）
東京都中央区日本橋馬喰町1-14-5

② 当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

③ 親引け先の選定理由

当社従業員の福利厚生のためであります。

④ 親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、9,300株を上限として、2025年3月27日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

⑦ 親引け先の実態

当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による募集株式の発行価格と同一となり、発行価格等決定日に決定される予定です。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
西澤 重治	千葉県佐倉市	1,242,560	32.37	1,118,260	23.30
灰田 俊也	千葉県船橋市	575,280	14.98	517,680	10.79
IACEトラベル従業員持株会	東京都中央区日本橋馬喰町1-14-5	480,000	12.50	489,300	10.20

横田 卓也	大阪府吹田市	184,000	4.79	165,600	3.45
株式会社ビジネス マネジメント	東京都中央区銀座 5-14-10	142,880	3.72	142,880	2.98
浅生田 和人	埼玉県春日部市	144,000	3.75	129,600	2.70
岡部 将朋	千葉県船橋市	95,280	2.48	95,280	1.99
瀧上 大輔	千葉県船橋市	80,000	2.08	80,000	1.67
岡村 拓樹	東京都墨田区	80,000	2.08	80,000	1.67
小原 竜雄	沖縄県中頭郡北谷町	80,000	2.08	80,000	1.67
計	—	3,104,000	80.85	2,898,600	60.40

- (注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年2月28日現在のものであります。
2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年2月28日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け（9,300株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

① 募集株式数	普通株式		960,000株
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	214,700株
		オーバーアロットメントによる売出し	176,200株 (※)

(2) 需要の申告期間 2025年3月19日（水曜日）から
2025年3月26日（水曜日）まで

(3) 価格決定日 2025年3月27日（木曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

(4) 募集・売出期間 2025年3月28日（金曜日）から
2025年4月2日（水曜日）まで

(5) 払込期日 2025年4月4日（金曜日）

(6) 株式受渡期日 2025年4月7日（月曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である西澤重治（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年2月28日及び2025年3月17日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式176,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、2025年4月7日から2025年5月2日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である西澤重治、売出人である灰田俊也、横田卓也及び浅生田和人並びに当社株主である株式会社ビジネスマネジメント、岡部将朋、瀧上大輔、岡村拓樹、小原竜雄、満木貴広及びその他12名（当社又は子会社の従業員及び当社又は子会社の元従業員）は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2025年10月3日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年2月28日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、東海東京証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2025年10月3日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上